

石巻市都市計画マスタープラン中間案 概要版

石巻市都市計画マスタープランの位置づけと社会経済の動向

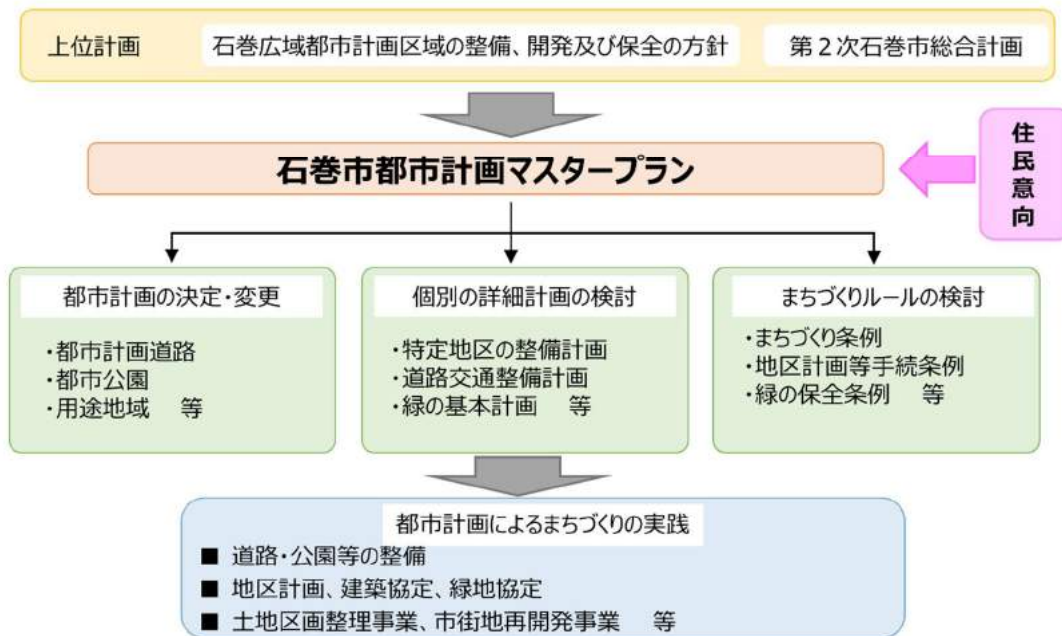
1. 目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すもので、都市及び地域の「望ましい将来像」を明らかにし、計画的に実現を図っていくためのまちづくりのマニュアルです。

住民意向や地域特性を踏まえ、創意工夫に富んだ「本市の望ましい将来像」を住民と行政が共有することによって、都市計画への住民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって公民が協働でまちづくりに取り組むことを推進します。また、各分野の個別計画との整合性を図り、都市計画を決定していく際の拠りどころとなります。

4. 位置づけ

石巻市都市計画マスタープランは、「第2次石巻市総合計画」及び「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定される本市の都市計画の指針となるものです。



5. 社会経済の動向

(1)人口減少・高齢化の進行

- ・令和47年の国の総人口はおよそ8,808万人、高齢者は全体の38.4%との予測
- ⇒超高齢社会の進展が予測

(2)産業構造の変化

- ・製造業就業者数の比率が低下、サービス業の比率が上昇
- ・雇用関係によらない柔軟な働き方の増加
- ⇒産業構造の変化が都市活動のあり方に大きく影響

(3)環境問題の顕在化

- ・都市的土地利用への転換、自然環境の減少
- ⇒水源かん養機能の低下、生態系破壊、水質汚濁や悪臭の発生
- ・エネルギー自立的な地域構造への転換
- ⇒都市計画における環境問題への配慮

2. マスタープラン改定のポイント

- ・人口減少、超高齢社会が進行する中で、震災からの復興を踏まえた、持続可能な都市づくり
- ・コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築

3. 計画期間

石巻市都市計画マスタープランは、基準年次を令和3年度とし、目標年次を令和22年度とします。

なお、上位関連計画、都市計画制度の新設や変更などにより必要に応じ見直しを行います。

(4)SDGsの取り組み

- ・「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定
- ・コミュニティを核とした持続可能な地域社会の構築に向けた取り組み

(5)自然災害の多発と甚大化

- ・集中豪雨や竜巻、大規模な地震
- ⇒自然の脅威と向きあつたまちづくりのあり方の模索
- ・強靱な国づくりに向けた取り組み

(6)地方分権の進展

- ・地方財政の見通しが厳しさを増す中、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営への取り組み

都市計画の方向性と課題

6. 都市計画の方向性

(1) 都市型社会の到来

- ・既成市街地の充実を中心とする都市づくりへの移行
⇒都市機能へのアクセシビリティの確保、都市経営コストの縮減、にぎわいの創出、自然環境負荷の低減

(2) 質の高い都市環境の確保

- ・人々の価値観やライフスタイルの多様化・高度化
⇒生活の質の向上や精神的・文化的な豊かさを重視
- ・地域への愛着や誇りの醸成

(3) 住民が主体となったまちづくり

- ・協働によるまちづくり
⇒住民意思の反映や説明責任など、計画策定過程での一層の透明性が必要
- ・豊かで支えあう地域社会の構築

8. 市民アンケート調査（最多回答）

- まちづくりの方向性：「インフラ等サービス水準の維持」……49%
- 道路：「身近な生活道路の整備」……30%
- 公園：「誰でも使える公園の整備」……29%
- 市内の緑：「河川、運河沿いの緑の保全等」……22%
- 河川：「水害対策と合わせた周辺環境整備」……55%
- 景観：「山や河川等の自然景観の保全」……38%

9. 都市づくりにおける課題

- ・人口減少、超高齢社会が進行する中、いかに都市機能の集積と連携を進め、活力の回復・増進による持続可能な都市づくりにつながるかが課題となっています。

コンパクトな都市構造への転換

- ・安心して子育てを行える環境の整備
- ・高齢者や障害者にとっても暮らしやすい、誰もが安心・快適に住み続けられる都市づくり
- ・都市機能がコンパクトにまとまった歩いて暮らせる集約型の都市構造への転換

地域産業の振興を支える都市機能の拡充

- ・担い手の定住促進のための快適な居住環境の確保
- ・地域間の交通ネットワークの形成
- ・産業の振興を支える都市基盤づくり

地域資源を生かした観光・交流の振興につながる都市づくり

- ・豊かな地域資源を生かした観光・交流人口の拡大
- ・国内外の人々の様々なテーマに対応する公民連携の取り組み

自然環境と共生した持続可能な都市づくり

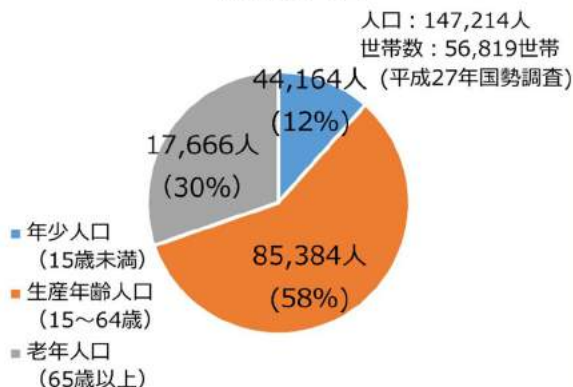
- ・ハード・ソフトを組み合わせた安全・安心な都市づくり
- ・循環型かつ低炭素社会の構築につながる都市づくり

人と人の結びつき、多様な「絆」によるまちづくり

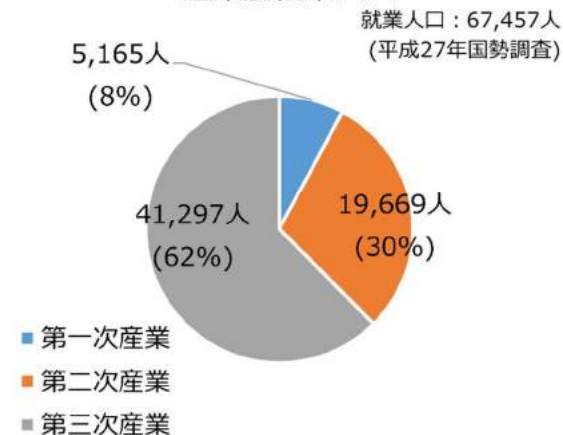
- ・地域コミュニティ形成促進による地域の力の向上
- ・地域づくりの担い手としての「関係人口」を若者中心に増やしていく仕組みづくり

7. 石巻市の概況

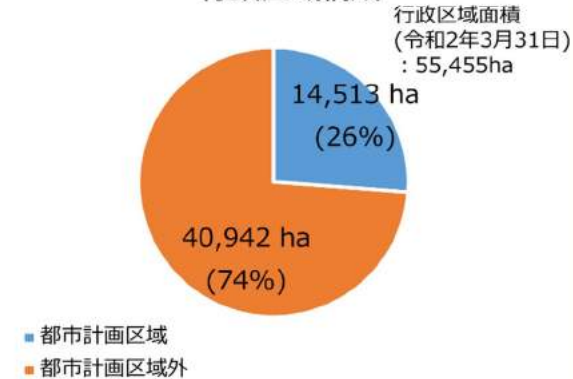
年齢別人口



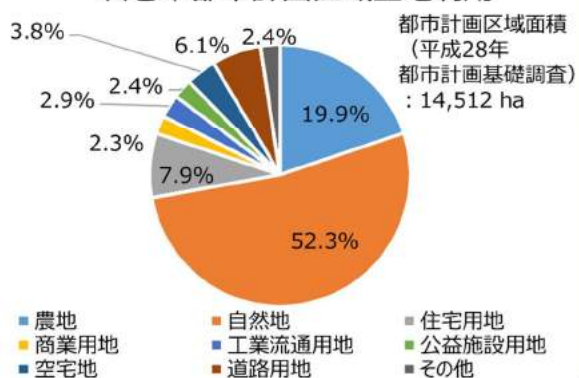
産業別就業人口



行政区域構成



石巻市都市計画区域土地利用



基本構想

1. まちづくりの基本理念

本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、人口減少・超高齢社会、災害や社会経済リスクに備え、優良なストックを保全・活用しつつ、都市の低コスト化も念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指します。

2. まちづくりの基本目標

基本目標1 ～住み続けられるまち～

子育て・医療・介護・福祉などの都市サービスを支える構造への転換により、誰もが安心・快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標2 ～個性と活気にあふれるまち～

地域産業の活性化や振興を支える交通ネットワークの形成により、個性と活気にあふれるまちづくりを目指します。

基本目標3 ～地域資源を大切にすまち～

自然や景観、歴史や文化など、恵まれた地域資源の保全・活用により、更なる観光や交流を促し、地域活力を相乗的に高めるまちづくりを目指します。

基本目標4 ～自然と共生するまち～

身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、自然災害に対し減災の考え方のもと、ハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。

基本目標5 ～公民が連携する協働のまち～

多様な主体や世代からの意見を尊重し、継続的な連携・参画・協働により支え合うまちづくりを目指します。

3. 将来都市整備の基本的考え方

石巻広域都市計画区域

土地利用規制と都市施設計画との連携を堅持しつつ、必要な都市計画区域及び区域区分の見直しを検討し、適正に整備、開発及び保全し、都市機能を集約

河北都市計画区域

石巻広域都市計画区域との連携を図りつつ、都市機能を充実

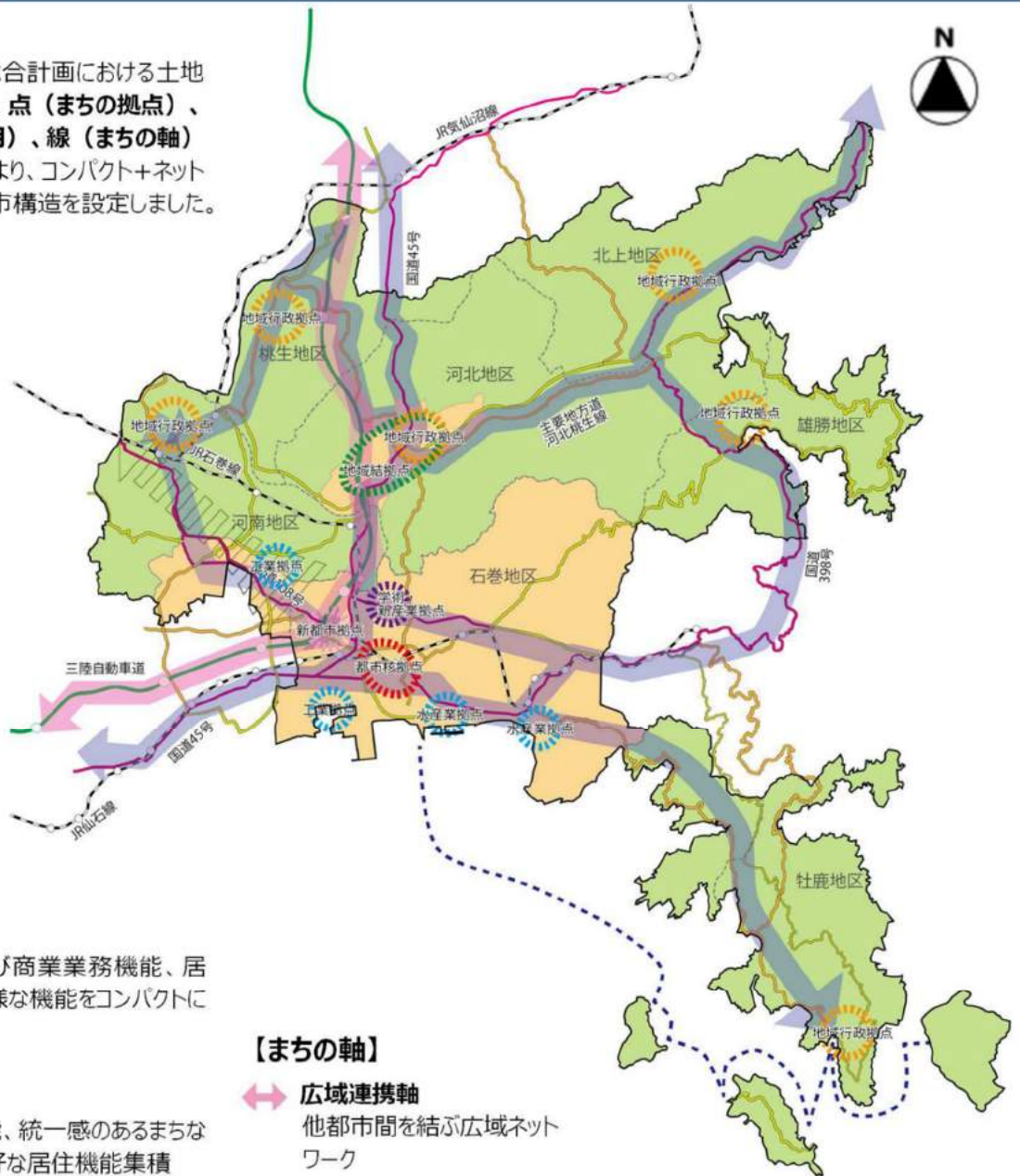
都市計画区域外

生活環境を維持・充実させ、地域住民が中心となって地域資源や地域の個性を継承していくまちづくりを推進









将来都市構造






第2次石巻市総合計画における土地利用の方針等のもと、**点（まちの拠点）**、**面（まちの土地利用）**、**線（まちの軸）**の3つの構成要素により、コンパクト+ネットワークを形成する都市構造を設定しました。





【まちの拠点】

-  **都市核拠点**
行政サービス及び商業業務機能、居住機能など、多様な機能をコンパクトに集積
-  **新都市拠点**
広域型商業機能、統一感のあるまちなみ形成による良好な居住機能集積
-  **地域結拠点**
観光機能、スポーツ・文化機能、各地区間を結ぶ拠点
-  **地域行政拠点**
行政サービス機能、地域振興機能、コミュニティ拠点
-  **工業・水産業拠点**
国際拠点港湾、職住隣接型の工業拠点、水産物の安定供給を果たす拠点
-  **学術・新産業拠点**
新産業業務機能の集積

【まちの軸】

-  **広域連携軸**
他都市間を結ぶ広域ネットワーク
-  **広域連携軸（計画区間）**
-  **地域連携軸**
まちの拠点等を結ぶ地域ネットワークの軸
-  **国道**
-  **主要地方道**
-  **一般県道**
-  **鉄道**
-  **航路**

【まちの土地利用】

-  **都市づくりゾーン**
(石巻広域都市計画区域、河北都市計画区域)
コンパクトな都市づくりを推進するゾーン
-  **自然環境共生ゾーン**
日常生活と自然環境との共生を推進するゾーン

エリア別詳細方針

地域の自然・産業・生活などを考慮し、都市づくりゾーンをベースに3つの都市エリアを設定しました。

西部都市エリア

石巻広域都市計画区域内のうち旧北上川の西側

東部都市エリア

石巻広域都市計画区域内のうち旧北上川の東側

北部都市エリア

河北都市計画区域

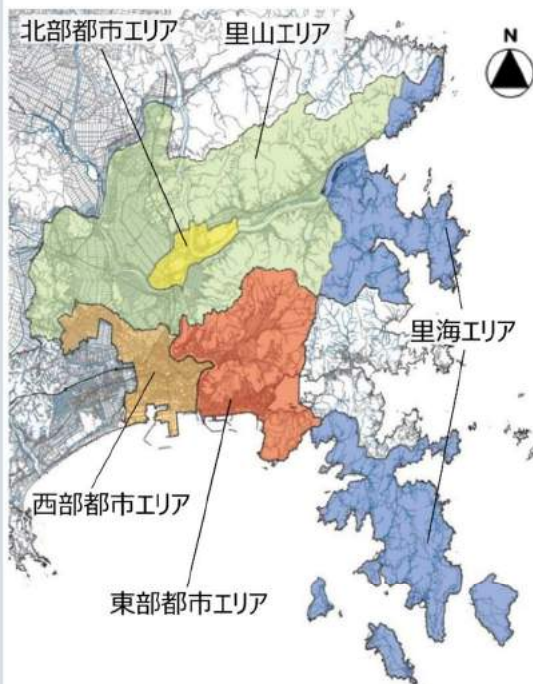
地域の自然・産業・生活などを考慮し、自然環境共生ゾーンに2つのエリアを設定しました。

里山エリア

地域の自然・産業・生活などを考慮した区域

里海エリア

地域の自然・産業・生活などを考慮した区域



【土地利用の方針】

- まちなか住宅地**
 - 生活に必要な多様な都市機能の集積と公共交通との連携による快適に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進
- 一般住宅地**
 - 建物等の不燃化促進、居住環境の改善と計画的な市街化の誘導
- 新興住宅地**
 - 地区計画の運用による統一性のある良好な居住環境の保全
- その他住宅系**
- まちなか商業・業務地**
 - まちの顔としての賑わい創出、住民と観光客の交流促進を契機に活性化
- 広域型商業・業務地**
 - 広域ネットワークを活用し、自動車利用を前提としたショッピングゾーンの維持増進
- 沿道立地型商業・業務地**
 - 本エリア及び近隣居住者の利用を前提とした商業・業務機能の集積促進
- 臨海型工業・業務地**
 - 国際拠点港湾、産業拠点として工業・流通機能の集積
- 内陸型工業・業務地**
 - 工業系市街地としての工業・業務地の機能充実
- 農地・森林**
 - 都市機能とのバランスを保ちつつ、優良農地の確保

【道路・交通の方針】

- 主要幹線道路**
 - 都市間の広域ネットワークの軸、広域的な地域連携の強化
- 幹線道路**
 - 主要幹線道路への円滑な接続と周辺エリアとのネットワーク強化
- 補助幹線道路**
 - エリア内の円滑な移動、誰もが安全に通行できる空間の確保
- 生活道路**
 - 市民生活の安全や利便性向上、人にやさしい道路整備
- 鉄道**
 - 利便性の向上、交通結節機能の強化
- バス**
 - 路線バスのほか、住民バスや乗合タクシー等によりエリア全体を網羅する交通網の整備、幹線交通の維持確保

【公園・緑地の方針】

- 公園の適正配置、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備と機能充実、適正な維持管理・保全

【供給処理施設の方針】

- 効率的かつ効果的な整備の推進による快適で清潔な生活環境づくり

【都市防災の方針】

- 様々な災害に備えた施設の整備推進による災害に強いまちの形成

【環境保全の方針】

- 自然とふれあえる場の創出、公共用水域の水質保全、騒音・大気汚染への監視体制や測定体制の充実

【都市景観の方針】

- 水辺空間と一体性のある緑化等による魅力あるまちなみ景観の形成
- 地区計画制度等を活用した、ゆとりある住宅地景観の形成

【ユニバーサルデザイン・バリアフリー】

- 障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進

西部都市エリア (住宅系)



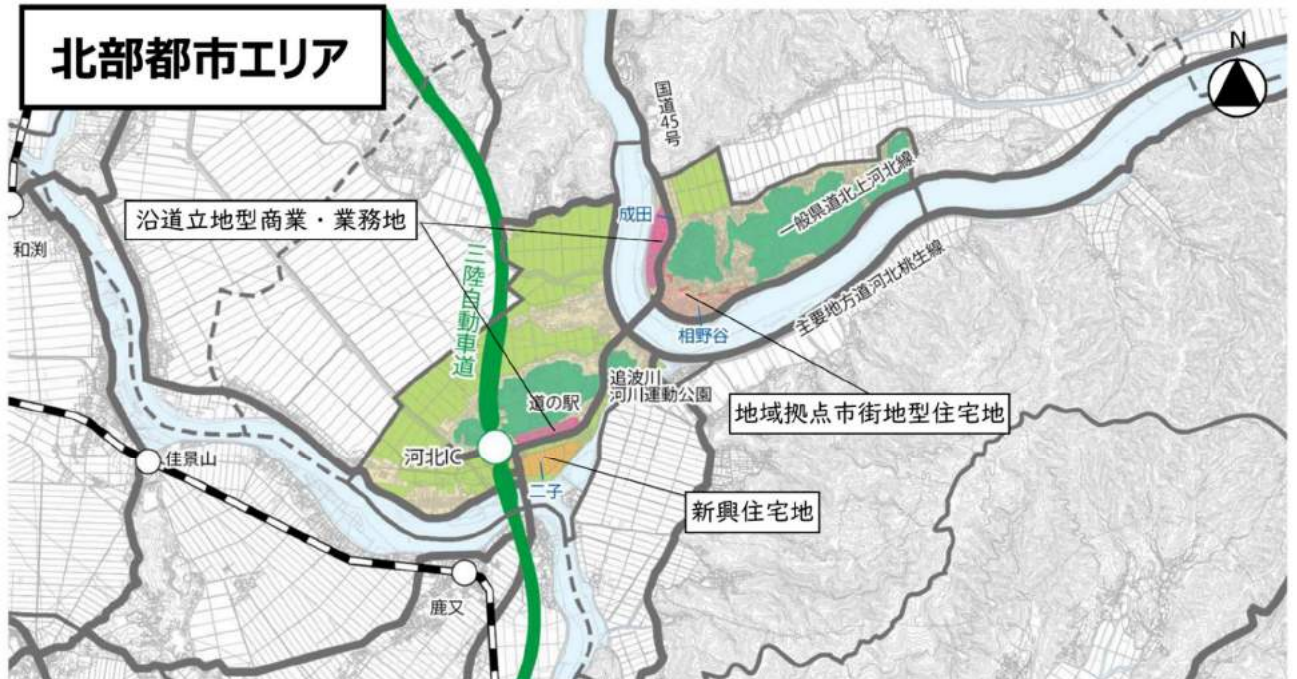
西部都市エリア (商業・業務系)



東部都市エリア



北部都市エリア



【土地利用の方針】

一般住宅地

- ・建物等の不燃化・耐震化の促進、居住環境の改善
- ・統一性のある良好な居住環境の維持増進

新興住宅地

- ・統一性のある良好な居住環境の形成

その他住宅系

沿道立地型商業・業務地

- ・エリア居住者の自動車利用を前提とした商業・業務機能の立地の促進

郊外型業務地

- ・周辺環境と調和した新産業等業務機能の集積の促進

水産加工・業務地

- ・石巻漁港を活用する水産加工業等の集積を目指した土地利用の推進、国内外への水産物の供給拠点としての機能充実
- ・渡波漁港の養殖水産物の安定的な水揚げ確保と品質維持のための機能や環境の保持

農地

- ・都市機能とのバランスを保ちつつ農地が持つ多面的機能の保全

森林

- ・都市機能とのバランスを保ちつつ森林が持つ多面的機能の保全

【道路・交通の方針】

幹線道路

- ・三陸自動車道への円滑な接続と、エリア間を結ぶ重要な路線としてネットワーク強化

補助幹線道路

- ・エリア内のネットワーク強化、誰もが安全に歩行できる空間の確保

生活道路

- ・市民生活の安全や利便性向上、人にやさしい道路整備

【公園・緑地の方針】

- ・施設の長寿命化に取り組むとともに公民連携による適正な維持管理

【供給処理施設の方針】

- ・上水道については、安定供給に必要な施設の整備や適正な維持管理を推進
- ・水洗化の促進による快適で清潔な生活環境づくり
- ・下水道計画区域外の地域における、効率的で効果的な整備を推進

【都市防災の方針】

- ・様々な災害に備えた施設の整備推進による災害に強いまちの形成

【環境保全の方針】

- ・自然とふれあえる場の創出と維持保全
- ・水洗化への取組みの推進による公共用水域の水質保全
- ・悪臭の監視体制や測定体制の充実、指導の強化

【都市景観の方針】

- ・まちなかの貴重な自然環境の維持保全
- ・地区計画制度等を活用した、ゆとりある住宅地景観の形成

【ユニバーサルデザイン・バリアフリーの方針】

- ・障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進

鉄道

- ・利便性の向上と交通結節機能の強化、適正な駅周辺環境の維持管理

バス

- ・エリア全体を網羅する交通体系の確立

【土地利用の方針】

地域拠点市街地型住宅地

- ・河北総合支所を中心とした市街地の良好な居住環境の維持保全

新興住宅地

- ・地区計画の運用による統一性のある良好な居住環境の維持保全

その他住宅系

沿道立地型商業・業務地

- ・広域ネットワークの利便性を活かした観光・交流機能の充実、自動車利用を前提とした商業・業務地の機能維持

農地

- ・都市機能とのバランスを保ちつつ農地が持つ多面的機能が発揮できる計画的な保全

【道路・交通の方針】

主要幹線道路

- ・都市間の広域的なネットワークを形成し、エリア間のネットワークの柱とする

幹線道路

- ・エリア間のネットワーク強化を目指した整備促進

生活道路

- ・安全で安心な道路整備と私道の整備費補助等を推進、適切な維持管理

バス

- ・エリア間の連携を強化するため幹線交通の維持確保

森林

- ・都市機能とのバランスを保ちつつ森林が持つ多面的機能が発揮できるよう維持保全

【公園・緑地の方針】

- ・誰もが利用しやすい身近な公園の整備、適正な維持管理

【供給処理施設の方針】

- ・公共下水道の整備を推進し、快適で清潔な生活環境形成

【都市防災の方針】

- ・様々な災害に備えた整備や改修による災害に強いまちの形成

【環境保全の方針】

- ・自然とふれあえる場の創出と維持保全
- ・公共下水道等の整備推進による公共用水域の水質保全

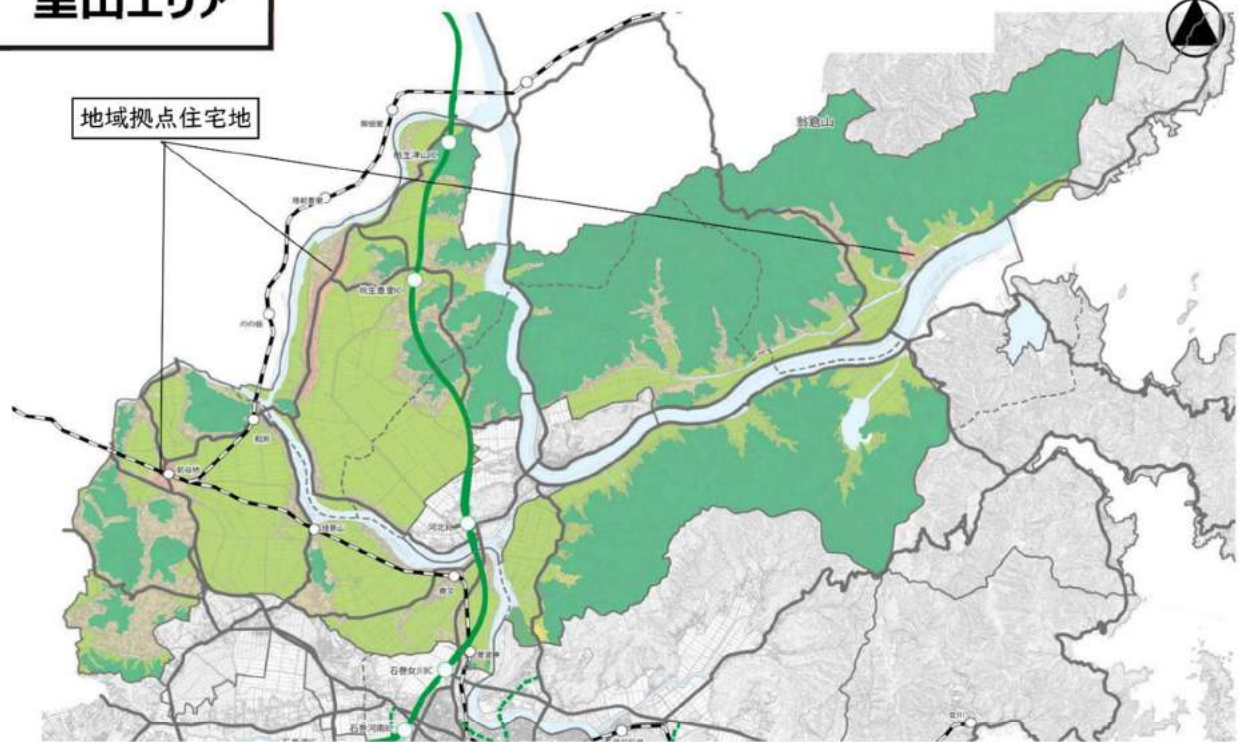
【都市景観の方針】

- ・貴重な自然的景観の保全と整合が図られた都市景観の形成

【ユニバーサルデザイン・バリアフリーの方針】

- ・障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進

里山エリア



【土地利用の方針】

地域拠点住宅地

- ・河南・桃生・北上総合支所を中心とした住宅地の良好な居住環境の維持保全
- ・点在する集落にも住み続けることができる生活環境の維持向上

その他住宅地

農地

- ・農地が持つ多面的機能が発揮できるよう、計画的な保全

森林

- ・多面的機能を有する森林の適切な維持保全

【道路・交通の方針】

主要幹線道路

- ・都市間の広域的なネットワークの形成

幹線道路

- ・エリア間のネットワーク強化と三陸自動車道へのアクセス道路の整備促進

生活道路

- ・安全で安心な道路整備や適切な維持管理

鉄道

- ・利便性の向上と交通結節機能の強化を図るとともに、適正な駅周辺環境の維持管理を推進

バス

- ・交通弱者に配慮した交通体系の確立

【公園・緑地の方針】

- ・地域のシンボル、市民全体の憩いの場や観光資源である公園の適正な維持管理

【供給処理施設の方針】

- ・公共下水道事業等による生活排水処理施設の整備の推進

【都市防災の方針】

- ・住民の安全・安心な暮らしを守るため、必要な施設の改修等を促進

【環境保全の方針】

- ・美しく豊かで良好な自然環境の保全と公共用水域の水質保全

【ユニバーサルデザイン・バリアフリーの方針】

- ・障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進

里海エリア

【土地利用の方針】

- 地域拠点住宅地**
 - ・高台や内陸へ移転した住宅地について、良好な居住環境の維持保全
 - ・住み続けることができる生活環境の維持向上
- その他住宅地**
- 農地**
- 森林**
 - ・多面的機能を有する森林の松くい虫対策やヒメノシジカによる食害対策を含む維持保全

【道路・交通の方針】

- 幹線道路**
 - ・エリア間のネットワーク強化を目指した整備促進
- 生活道路**
 - ・安全で安心な道路整備や適切な維持管理
- バス**
 - ・交通弱者に配慮した交通体系の確立
- 航路**
 - ・利便性の向上や航路の維持

【公園・緑地の方針】

- ・地域のシンボル、市民全体の憩いの場や観光資源である公園の適正な維持管理

【供給処理施設の方針】

- ・集落の生活環境の改善や自然環境の保全のほか、生活排水処理施設の整備を推進

【都市防災の方針】

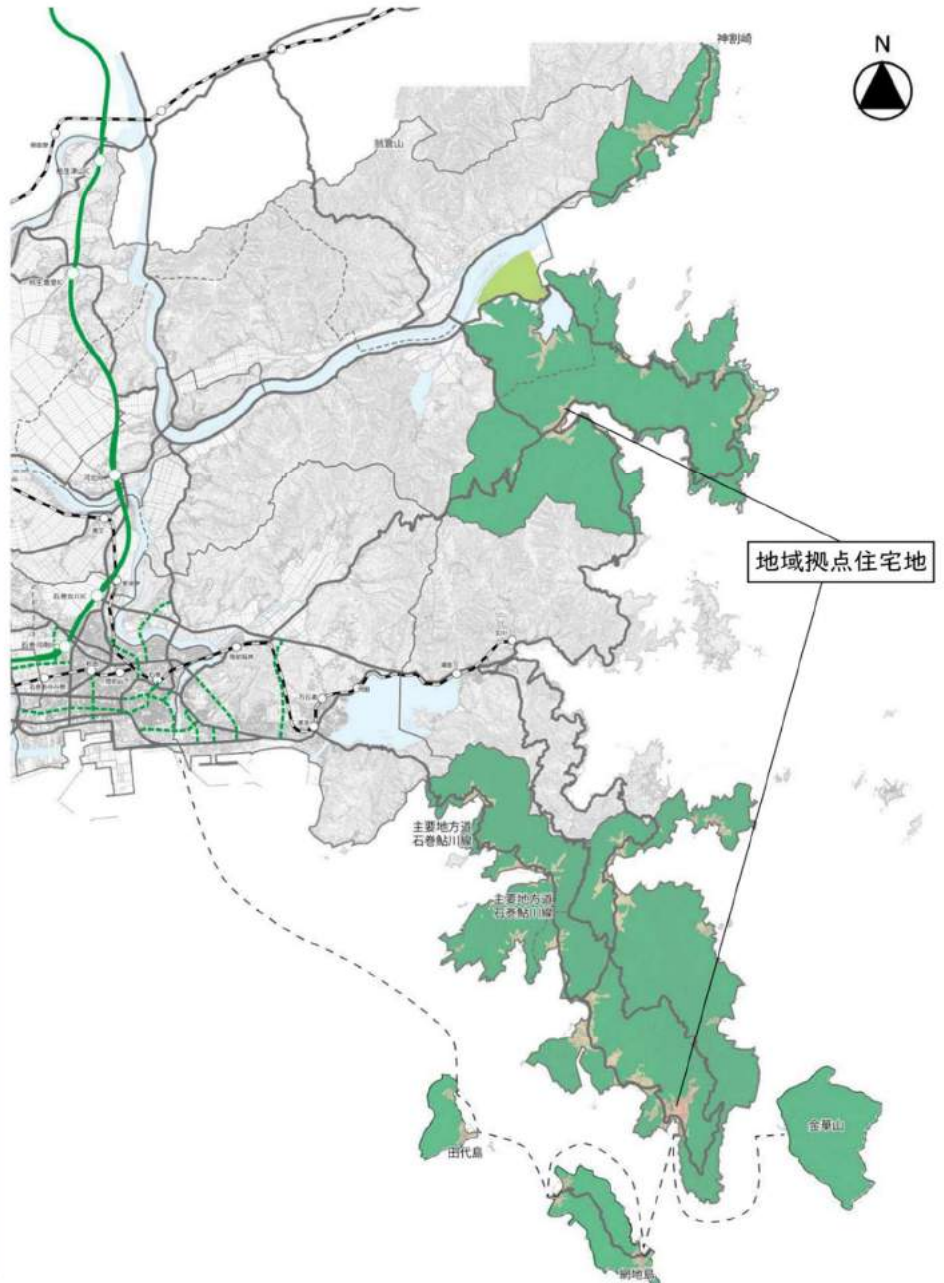
- ・様々な災害に備え防災ネットワークの強化等による災害に強いまちの形成

【環境保全の方針】

- ・美しく豊かで良好な自然環境の保全と公共用水域の水質保全

【ユニバーサルデザイン・バリアフリーの方針】

- ・障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進



1. 計画実現に向けた推進体制

(1) 市民参加及び企業参加の推進

市民・企業など各種団体がまちづくりの課題解決に向け、「協働のまちづくり」を推進

また、市民、事業者等が積極的に関われる仕組みづくりに努める

(2) 国・県との連携の強化

国・県の事業計画との整合を図るため、積極的な連携の強化を推進

(3) 近隣市町との連携の強化

地域の実情を考慮しながら、近隣市町との連携の強化を推進

2. 計画実現に向けた都市計画手法

(1) 土地利用

①都市計画区域

石巻広域都市計画区域及び河北都市計画区域の都市計画区域を維持

②区域区分

石巻広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の継続

③用途地域、特別用途地区

土地利用方針に基づいた用途地域を指定し、準工業地域は、大規模集客施設立地規制の特別用途地区指定を維持

④準防火地域

木造老朽建物が多い地区への、準防火地域の導入を検討

⑤地区計画

良好な市街地環境の形成を図る地区計画の導入を推進。住民参加機会の拡大

(2) 都市施設

①道路

国や県と連携し、都市計画道路の整備を推進

都市計画道路の長期未着手となっている路線については、必要に応じて見直しを検討

②公園・緑地

地区の人口に見合った適正な配置と公園施設の長寿命化の推進
公園・緑地の維持・保全

③下水道

地域に適した処理施設の整備を推進
雨水排水はポンプ施設及び排水施設の整備を推進

④河川

国や県等と連携し、親水空間を活用した魅力あるまちなみ景観を形成

(3) 市街地開発事業

①土地区画整理事業・市街地再開発事業等

良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じて事業の導入を検討

②開発行為

良好な住環境の形成を図るため、開発許可制度及び開発指導要綱に基づいた誘導を図る

3. 計画実現に向けた都市計画決定手続き

(1) 都市計画の見直し

土地利用や都市施設等について、担うべき機能を適時検証し必要に応じて見直し

(2) 都市計画決定手続

都市計画に関する情報公開及び理由の開示等により、積極的な住民参加を推進

(3) 都市計画案制度

制度の活用を図るため積極的な情報提供等を推進

石巻市都市計画マスタープラン 概要版

策定 / 令和3年●月

編集・発行 / 石巻市建設部都市計画課

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

TEL : 0225-95-1111

ホームページ : <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>